

## 南丹市障害者計画及び第3期障害福祉計画(素案)に対する意見等とそれらに対する南丹市の考え方

	素案ページ番号	意見項目	ご意見(全文)	ご意見に対する南丹市の考え方
1	9	保育・教育の充実	「①保育園、幼稚園での障がい児保育・教育の推進」だけでなく、「小学校・中学校・高等学校での障がい児(者)教育の推進」についても1項目設ける。小中高も同じことが必要だから。	項目分けは行っておりませんが、本文49ページ③特別支援教育の推進で記載しております。
	52	③支援ネットワークの構築	「ネットワーク化を検討します」は「 <u>図ります</u> 」に。「検討」ではなく「実現」してください。	「 <u>図ります</u> 」に修正します。
	53	①障害者雇用の理解と啓発	「雇用率未達成企業の解消を促進」とあるが、どのように解消するのか言及してください。	障害者雇用の理解と啓発について説明しており、解消プランについては今後具体化していきます。
		②職親制度の普及・啓発	「周知に努めます」は「周知・普及に努めます」に。普及しないと意味がない。	「普及・啓発に努めます」に加筆、修正します。
	55	③医療費助成制度の実施	「実施しています」は、今後のことだから「実施していきます」に。(単純誤記?)	「今後も継続実施していきます」に修正します。
			「努めています」は、「努めていきます」に。(同上理由)	「努めていきます」に修正します。
	57	(1) 相談支援体制の充実	本年4月1日以降の法改正をふまえたものに見直してください。(4月以降でも可)	国の法改正が予定されており、改正後はその制度趣旨に添った制度構築に向け、関係機関と協議しながら進めます。
		③地域における相談活動の充実	「身体障害者」は「身体障害者相談員」に。 「心の健康推進員」は「こころの健康推進員」に。 「障がいについての」は「障がい及び障害者についての」に。 障がいそのものだけでなく障害者(当事者)についての情報も、相談を受ける関係者に積極的に提供することが必要。	「身体障害者相談員」に修正します。 「こころの健康推進員」に修正します。 障害者支援のための、積極的な情報提供や支援者側のスキルアップのための取組みは重要です。個人情報保護に関わる部分について充分配慮しながら支援を進める必要があります。
	58	体系図	「心の健康推進員」は「こころの健康推進員」に。 「地域活動支援センター」と「就業・生活支援センター」もどこかに位置づける。相談支援事業者にも。 「幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校」もどこかに位置づける。教育委員会の近くにでも。 「自立支援協議会」もどこかに位置づけを。	「こころの健康推進員」に修正します。 体系図の中に加筆します 教育委員会の中に包括されています。 自立支援協議会は相談支援機関でなく別項で記載しています。

	素案ページ番号	意見項目	ご意見(全文)	ご意見に対する南丹市の考え方
1	59	①成年後見制度の普及・啓発	「権利擁護を図ります。」のあとに。(文章追加)「また、後見を要する障害者のニーズに応えるために、市民後見人をはじめとする成年後見人の養成・確保についても積極的に取り組みます」と。障害者を持つ保護者及び障害者自身の将来への最大の不安に応えるために。	ご意見の内容につきましては、成年後見人制度の中に包括しており、ご意見の内容も含めて普及・啓発を図ります。
		(4)ケアマネジメントのシステムづくり	本年4月1日以降の法改正をふまえたものに見直してください。(4月以降でも可)	国の法改正が予定されており、改正後はその制度趣旨に添った制度構築に向け、関係機関と協議しながら進めます。
	62	③南丹市災害時要援護者避難支援プランの推進	「支援マニュアルを確立し」とあるが、誰が確立するのか。主体を明記してください。	南丹市災害時要援護者避難支援プランを確立する主体は南丹市です。また、支援プランについては、担当課と連携していきたいと考えております。
		第5章 実現に向けた重点プラン	「3ヵ年で実現する重点プラン」と言いながら、具体性のある施策がない。「拡充、充実、推進、促進」など抽象的な言葉が多い。今までとは違う、もしくは今まで以上のどんなことをして実現するのか。まずこの3ヵ年で具体的に何をするのかを明記してください。	ご意見にあります3期計画重点プランにつきましては、重点課題を記載しております。施策の詳細や実行計画を早期に具体化し実行していきます。
		1 障がい者の親なき後の支援施策	「親なき後の支援施策」と言うなら、成年後見人についても具体的施策を明記してください。	親なき後の支援施策につきましては、たいへん重要な課題です。成年後見制度の活用も含めて具体化が必要です。
		4 就労支援システムの構築	どんなシステム(制度・組織)を構築するのか明記してください。	地域特性を生かした就労支援システムの施策を構築し、地域福祉、地域資源を多様に工夫、活用したシステムの構築に向け具体化していきます。
	67	第6章 数値目標	サービス項目によっては、実績・目標値がゼロや数人のものがあるが、なぜなのか。サービス内容に問題があるなら改善していくべきだし、合わせて利用拡大のためにどうしていくのか言及を。	第2期計画の進行の中で、実績において活用や利用が無かった事業もあります。その結果を分析し、地域実態とニーズにあった数値目標に修正します。

	素案ページ番号	意見項目	ご意見(全文)	ご意見に対する南丹市の考え方
2	69	③就労移行支援	「事業所が圏域にない」とあるが、当圏域に必要でないのか。必要であれば確保する必要がある。	解決していくために、就労移行支援を立ち上げる各事業所と連携を図っていきます。
	70	④就労継続支援<A型>	「南丹圏域に事業はなく」とあるが、必要ではないのか。必要なら確保する対策は。A型の事業所を増やせば障害者の収入増につながる。	平成24年4月から南丹圏域において、A型事業所がスタートします。正確な表現に修正します。
	74	(2)相談支援における見込み量の確保の方策	「特定相談支援事業者の <u>指定を検討する</u> 」のではなく「指定する」ではないでしょうか。	特定相談支援事業者の指定は市町村長が行い、一般相談支援事業者の指定は京都府に権限があります。市は指定の申請に基づき審査検討を行い事業者指定を行います。
	全般	<南丹市の障害者福祉に対する意見>	以下の点にも言及してください。 ①病院の体制整備について。特に精神に係わって緊急時を含む南丹病院の体制はあまりに弱い。 ②レスパイト(緊急一時的)施設の確保を望む。 ③本年4月1日の法改正もあり、市町村の自立支援協議会の役割はますます重要になる。協議会の使命及び協議会はその使命達成のために何をしていくのか。行政へ施策提言をされる協議会になることを望む。 ④障害者を支えるためには、健全な強い福祉施設であることが必要です。施設職員の確保と定着対策は。	①については、1病院では無理な点もあり、京都府と連携して整備を図ります。②については、対象施設と充分調整します。また③については、南丹市の特色を充分ふまえ政策・提言を今後も進めていきます。④マンパワー、人材確保は重要であり、対策が必要と考えています。

	素案ページ番号	意見項目	ご意見（全文）	ご意見に対する南丹市の考え方
2	52	②相談支援の充実	<p>1. 「身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動の支援を行い」の「支援等」とはどのような内容ですか？</p> <p>2. (来年度から) 市から委託を受けて障害者のために活動する相談員が、その活動に必要な行政が保有する個人情報について、基本的に提供していただきたい。そのために相談員は守秘義務を課せられているのですから。</p>	<p>1. 市町村に制度移管が行われた後、支援の目的、方法を要綱等で明確化します。</p> <p>2. 障害者支援のための、積極的な情報提供や支援者側のスキルアップのための取組みは重要です。個人情報保護に関わる部分について充分配慮しながら支援を進める必要があります。</p>

	素案ページ番号	意見項目	ご意見(全文)
3	P 1	第1章1(1)	◎自立支援法見直しも当事者(障害者と家族)の意見がどれ程反映させたかも分らず、正確な背景が語られて居るか。 ◎自立支援法施行後、制度が社会参加、自立を目指した為、自立、社会参加に適合する力を持たない障害者を支援を薄くし、集会、催事への参加も儘ならず、社会との繋がりを失い、家族との共生のみを支えとする障害者を出来させた背景が存在して居る。理念に添った生活は、差別解消より先に、全障害者を網羅する支援の明文化が必要ではないか。
	P 2	第1章1(2)	◎自立支援目標が自立・社会参加へ向けた支援に限られ、置去られた障害者をその儘にして、屋を重ねる様な計画推進は、本当に安心社会へ向う政策とは思えない。見直しの無い実態把握に努め、足を地に着けた慎重な検討を求めたい。
		第1章 2	◎基本理念に添って、上意計画として具体的な実施計画が、実情に合せた支援施策に繋がる事を望む。
	P 3	第1章 3	◎計画期間内の見なおしに言及は、制度に適合出来ない障害者の存在確認に及ぶか。支援の基本は全障害者への支援が当然と考えるが、どうか。
	P 4	第1章4(1)	◎市民参加による幅広い意見は、どの様な方法で求められているか。計画策定に当たり、市民参加者はどの様な人が何日求められて、意見を出されたか。市民参加者を求めるに際し、障害内容それぞれに係る当事者(障害者・代弁者)は網羅され、見落とされた障害は無かったか。
		第1章4(2)	◎策定基礎資料とされたアンケートは、全障害者に適合する設問であり、どれ程の回答が寄せられたか。 ◎白紙又は無回答項目について、どの様に判断分析されたか。 何時もながら不適切な設問への回答に困惑する当事者(代弁の必要な家族)在り、自分も代理回答者で同様経験度々在り。
		第1章4(4)	◎シンポジウムにどの様な市民が参加したのか。開催広報は何により何日為されたか。 ◎特定者参加の者であれば、偏りのある意見と見なされ、正確な意見と認め難く、障害者への正確な理解出来ず、必要な支援探る事不可能。 ◎多岐に渡る正確な市民意見が求められたかどうか。毎度の事ながら、形式通り、本当に問題を正視し、言葉通り、個々に適合した必要な支援実現の為、真摯な検討が為されたかどうか訝しさが残る。
	P 5	第2章 1	◎自立、社会参加を唱い支援が限定されて、支援の届かない存在が一方に在る中で、全ての包含を唱うユニバーサルデザインの社会は整合しない。上滑りな作文、空論の嫌いを禁じ得ない。
		第2章 2	◎2に提示する三件は、自立不可能な障害者に適合せず、この様な障害者を福祉社会の圏外へ追い遣り、孤立させないか。
	P 6	第2章3(1)	◎③に提示の発達障害への理解と支援については、我が国では早々に障害分野を占め支援を実現させたが、識者、関係者間に疑問が残されて居ると聞く。現に、発症させる症状の多くは、重篤な障害者の多くが持つ症状と重なり、これだけを障害者から取り出しての対応は出来ない事からも、疑問の一端が伺え、行政の草々な対応には疑問が感じられる。

	素案ページ番号	意見項目	ご意見(全文)
3	P 6	第2章3(2)	◎就労支援に限定されず、個々対応の支援は全障害者に必要。 ◎個々対応実現の第一関門は、個々の正確な実態把握が不可欠。実態把握の前提が無ければ、全ての計画は空論となり、目的に達しない。
		第2章3(3)	◎障害者の高齢化もさる事ながら、家族介護で共生する障害者の親の高齢化は著しく、治療施設の送迎にも早晚支援来す事必定。早急な実効性ある対応の検討望む。
	P 7	第2章3(4)	◎ここに提示される相談支援について、窓口要員対応の実態は把握されて居たか。 ◎障害者と共生40年間、様々な事柄相談するも聞き取りに終始し、具体的な回答殆ど無し。重篤な障害者(代理・代弁者)からの相談程、専門的な事柄の相談になる嫌いはあるが、何らかの図解が得られる様、分る所を紹介、分る所から情報の取得等の努力があったか、どうか。相談支援の為に、役立つ要員資質の育成も必要ではないか。
		第2章3(5)	◎救援支援について、対策推進は不可欠である事は当然として、全ての障害者に対応できる対策作りが肝要であり支援計画、対策の前提となる。 ◎個々の障害実情(生活状況、障害内容)の把握と、障害者の生活行動範囲、そこに居住する住民への障害認識の徹底が重要。特に社会との繋がりを薄くして居る障害者も含めたりストファイル作成が不可欠。
		第2章3(6)	◎自立、社会参加に関係なく、どの障害者も地域での生活が得られる事が前提、自立、社会参加に限定する事は以ての外、差別、偏見を助長させ、言葉で差別撤廃を唱い、制度が差別を助長する事、つじつま合わず。策定に係わる関係者がこの意味よく考えて真摯な検討を求める。
	P 9	第2章4-1	◎ここで示される施策体系は全て、自立可能な者へ向けられた者であり、先天性の重篤な障害を持つ者への対応はどうなるのか、差別的な体系と云わざるを得ない。理性ある合理的な検討で理念に添った体系の形成に務められたい。
	P 10	第2章4-3	常識的な項目ばかり、今になって何是と思える事ばかり、机上論に終始する作文か。本来は整って居なければならなかった筈。
	P 11	第2章4-4	◎ここで提示の介護家族の支援について、家族を唯一の支えとする障害者は、家族を先に失えばたちまち孤立、悲惨な死を迎える事必定、早く具体的な施策を求める。 ◎自立支援法制定前から、各支所(府支援室、町、市行政担当課、議会、社協、身体障害者福祉会、民生委員)この事提言するも全く反応無く経過、漸く提示に至るが、全く他人事扱いの各組織の誠意を疑う。
	P 13	第3章に提示される資料について	◎息子は先天的に重複する障害(全聾、左手全指欠損)を持ちながら、難聴障害者とのみ、判定され、全聾故に後発させた生命の危機すら自覚できない知的障害が見落とされた状態で、再判定不要と限定されて居り、調査に適合せず状況調査の代理回答も出来ない。計数へのカウントの有無も不明ながら、あえて不適切な設問に対して述べる。

	素案ページ番号	意見項目	ご意見(全文)
3	P 1 5	第3章2	◎障害種目を分けるのに聴覚・平行とある事意味不明。平行とは何を指すのか。 ◎平行を平衡感覚とするなら、難聴者の多くが持ち合せて居り、他に閉所、暗所、震動に対しても同等の障害負担を生活上生じさせて居り、正確な情報調査と言えなくなる。
	P 1 7	第3章3－ (1) [4]	◎調査手法にある多肢選択式一部記載の意味分らず。 ◎身体のうちこの一部を記述せよという手法は、何の為のものか判断つかず不明。
		第3章3	◎回答者の属性とは回答者と障害者の続き柄とされる方が分り易く、一考を求める。
	P 1 8	第3章3－ (2)(3)(4) (5)	◎身体、知的障害顕著な為、身体、知的を分けた設問の一方で回答困難。 ◎身体、知的を重複させる者は何れにも属せず、重い障害負担を負いながら、支援の検討外とされて居る事になり、著しい差別を受けながら止む無しの状況に在り、誰が認めて対応されるのか。誰が生存在を認めるのか。
	P 2 0	第3章3－ (2) 6①②	◎息子は難聴(全聾)身体(左手全指欠損)知的(発育不全)の三重苦を持ちながら、身体障害者手帳の記載は難聴のみ。 ◎障害者手帳こそ本来は障害を正確に表し支援の基となるべき性質と考えるが、この記載から誰が障害者の実態を読み取るのか。 ◎障害者手帳の等級は何を表し、何を資するのか、今以って不明。 ◎これで良とし、省みない行政は他人事に徹し、責任すら感じないとすれば、行政は職権を用いて差別を生じさせ、人権を無視して居る事になる。厳格な検証(聞き取り訪問)、対処を求める。
	P 2 1	第3章3－ (7)(8)①	◎重複障害者は何れに属するのか不明。◎障害の種類に示される聴覚、平衡機能障害提示について、(先天性)難聴重症者が平衡感覚に支障を来して居ることは間々在る事で、重症な難聴者はその他、閉所、暗所、震動に対し激しい恐怖と拒絶反応も示し、平衡機能障害同等の生活負担を抱えている。◎恐らく難聴、平衡機能障害の取上げ方から推測すれば、後天性発症者からの者だけを対象とされていないか。◎先天性障害者(家族も含む)は生活負担になっているにも係わらず、これが障害とはせず、難聴ゆえに起こる一部の事としており、聴覚障害の正確な認識不足が伺えて、支援が左右される結果に不安を感じる。
	P 2 2	第3章3－ (8)③	◎行政に於いて発達障害の取扱いの経緯についての不明を始めとする様々な巷の囁きがあり、今、発達障害が何これの声は高い。 ◎中央・地方をと問わず、声高な発信に押されてブームを沸かせ、障害分野を占めて支援が認められているが、南丹市の取扱いはどの様な根拠による者か周知が図られていない。 ◎アスペルガーの提唱以来、従来から存在した自閉症、神経症(ヒステリー、神経衰弱)等の症状を一括させて新たな障害分野とした事の適否は未だ識者間(国の内外を問わず)にも疑問が残されていると聞き及ぶ。 ◎自閉症の発症は少年期に多く、アスペルガー、ヒステリー、神経衰弱は成人に至っての発症が多く見られることから、全てを発達障害と一括しての取扱いに無理を感じる。

	素案ページ番号	意見項目	ご意見(全文)
3	P 2 2	第3章3— (8)③	◎重症な障害者は親障害に伴って後発させて広汎な発育不足が生じ、多くの者は大なり小なりチック、多動、自閉、自傷、錯乱など知的、精神的な障害を合わせ持った者が多く、その中から発達障害だけを取り出した対応は出来ない。◎誰も障害の軽重を競うものではないが、特に重症な障害を抱えている者程、発達障害への理解が求められ、詳細に障害の症状が深められ、取分ける様に対応されることに対し、従来から既に汎範な発達障害を見せ、不正確きわまる障害者手帳記載で支援を振り分けられ、認知の進まない障害者と家族は症状に適合した公平な支援配分に対して不安、不満を感じさせ、その批判は当然と考える。◎せめて発達障害者の認知への対応を求め、理解推進が図られるよう、誰しもが願う所ではないか。
	P 2 3	第3章3— (9)(10)	◎重複する障害者への調査項目無し、カウント有無不明(自支法該当者向け) ◎課題提示の家族介護者支援、漸く取上げられ、喫緊な課題として早急な対応要す。◎深刻な状況が正確に把握されるよう各個への聞き取り、訪問調査必要、対応求める。
	P 2 6	第3章3—(1 1)	◎重複する障害者への調査項目無し、カウント有無不明(自支法該当者向け) ◎無回答の理由調査要す。設問不適切等の回答判断困難な回答は無い。◎見なし判断無用、正確な状況に基づく課題が提示されているか。
	P 3 2	第3章3—(1 2)	◎該当出来ず(自支法該当者向け) ◎ここに提示の困り事、不安は明日を計れない重症な障害者にとっては手の届かぬ事ばかり、次元を異にする。◎社会対応力の備わらぬ知的障害者の不安は見守る家族を失い孤立することに尽きる。障害者自身はこのことを解さないが、見守る家族は孤立し、悲惨な中で喘ぐ障害者の姿を推測して黙視する事は出来ない。 ◎課題とされる相談支援について、過去40年間に発生に様々な相談は、どこの対応も聞き取りに終止、確たる回答受けたこと皆無。◎相談の事柄によって走り回る事多く一つの窓口で対応出来ず不都合生じる。 ◎学業期は文部所管、巣立ち後は厚労省所管のタテ割り間で障害情報リレーが全くされておらず、本来は地区の行政に於いて行政内で、個々の障害者について情報(リストファイル)整理がされて居る筈が全くされて居らず、社会は全く障害について無知の儘の対応を迫られて、形だけで中身を問われない取扱いを続けて来た結果、障害認識の薄い社会が出来させて、上滑りした対策だけで片寄った支援を続けて居る。 ◎社会から見落されて置去られた障害者と家族の孤立死が報じられる度に、安心・安全を標榜する言葉の空しさを感じる。 ◎無知の儘の対応を早く改め、障害の実態を見つめて、認知理解の上相談に対応出来る要員の確保があつての支援では無い。
	p 3 4	第3章3—(1 2)	◎どの障害者に対しても、避難の可否を問うだけでは障害の実態が読取れず、③2)での問だけでは避難対策・具体的な支援策には繋がらない。◎避難の意味を解さぬ障害者へ避難行動を強制させる事は、生活体験外の事を強いる事になり、不安が先立って激しい拒絶反応を示したり、徒らに錯乱を招き、他の人の避難の妨げになり兼ねない。◎障害者の個々の状況・障害の内容・避難を伝える方法等を支援者に知らせて置く事が肝要、前述の障害者リストファイルは不可欠。◎特に重症障害者の場合、通所先・家族の見守りで終日看視下に在り、比較的速やかな対応が取れると考えられる。



	素案ページ番号	意見項目	ご意見(全文)
3	p 3 4	第3章3-(12)	◎息子の場合、避難訓練実施に当り、対応の相談を受け、簡単な伝達マニュアルを作り、用立てて頂き訓練はスムーズに行われて居る。
	p 3 5	第3章3-(12)	◎人種・職業・同和等の差別への取組により社会的意識改善の成果が認められつつある中で、障害者に対するは遅れている。 ◎一般的な蔑視から、組織内差別に至る迄、多くの差別事象は存在する。 ◎全聾者(知的の伴う身体障害者)・知的重症者は差別を意識出来ない為、指摘が出来ず事象の特定困難な為、具体性の無い掛声だけに終って居る様に、健常者に比べ指摘・主張が行い難く、掛声の中で堂々巡りの状態に在る。 ◎啓発は掛声だけで止まらず、目的を持って健常者と共に継続して行える事業(山仕事・野ら仕事等)や、清掃整備(道路・河川・公園等)を計画し、共生・共同の中で理解を求め、深める等の具体的な活動の検討も必要では。
	p 3 6	第3章3-(13)	①該当する事、ショートステイ・授産施設のみ。 ◎ショートステイ利用は、孤立する事への対応実験として利用、親亡き後、終の住家を求める必要が生じた時、生活線上に在る施設が障害者の抵抗が少ないと判断、寝泊りの練習を始めて居る。 ②行動援護のみ該当。送迎サービス、家族同乗困難な為、自家送迎にて送迎して居り、高齢化により支障生じる必定。制度改善への検討求める。 ◎重度者包括支援について、障害の度合を軽重で表示するが、定義はあるか。 ◎知能・精神に異常は無く、運動機能が全く働かない障害者と、知能に大きな障害を持ち、精神薄弱を伴い、生命の危機すら感知出来ず、発信能力の無い障害者は何れが重度とされるのか。 ◎後者の障害者が、障害者手帳に難聴とのみ記載されて居るが、重度者包括支援の対象者になり得るか、どうか。 ◎現在の支援体制には、(障害の)現況と判定に不合理が在り、公平性が保たれて居るとは思えず、制度の押付けが差別的な事象を生じさせて居る。 ◎重度障害者包括支援の詳細な支援内容は不明ながら、名称通りであるなら重症に耐える障害者と家族に対し、適切な支援のある事を推定させて、利用を望む。 ③地域生活支援を望む時、全聾障害者(聴覚を全く持たず、従って聞取・発信が出来ず、この障害故に知的発達が広汎に渡って遅れ、判断・思考・理解力不足著しい)へ対する支援対応が可能か、否か、事業利用は切に望む。 ⑥サービス提供に資する情報の詳細伝達は皆無の状態、関係機関内のみの情報とせず、利用者共通の情報である筈、利用当事者への確実な伝達体制が図られる事。

	素案ページ番号	意見項目	ご意見(全文)
3	p 3 6	第3章3-(13)	<p>⑦第三者(障害者の家族以外の人)との意思疎通困難な為、終日家族・授産所による見守りを支えとする障害者への福祉サービスは見当らず、全障害者を網羅する体制は組まれて居らず、一考を要す。◎全ての障害者を対象とした体制への改善は当然として強く望む。⑧課題とされるかかりつけ医について、重い知的症状の障害者に治療を施す以前に、環境・行為に馴染ませる所から治療が始まる。◎息子の場合、その期間は約3ヶ月に及び、そこから治療は始まった。◎障害者によっては、間に合わず、死亡に繋がった例も近隣に在り、この事も含めて重要・迅速な準備期間も含めた対応が取れる体制づくりが急務。◎同時に、家族送迎への配慮不可欠。</p>
	p 4 4	第3章3-(14)	<p>①必要度に合せた序列に従った表示が、課題整理、問題対応を分り易くして必要ではないか。◎情報提供、相談体制充実、避難支援、医療等は障害者の生活を支える必修事項、その上に望む事項とは次元を異にする。②③の課題とされる家族同居の希望に添った支援は理念に添う事にも繋がるが、障害者問題のネックとなって居る障害の認知・理解に左右される要因と裏腹にある。◎昭和30年代迄は、多くの障害者と健常者は同居して居た。◎障害者を思い遣った行為が、障害者と家族の繋がりを薄め、社会の中に特別な世界を出来させ、障害者への無理解を増長させたかも知れず、福祉の在り方が問われて居るかもしれない。</p>
	p 4 7	第4章1-(1)(2)	<p>◎近頃になって乳幼児発育相談・保育に係る事項が急増して居る感を強める。◎近頃生まれる子供自体に問題があるのか、置かれる環境に問題があるのか、適切な対応を求める為、子供に発生して居る事象の問題点の検証も同時に行われて居るか。◎大人(家族)との接触の多少によって発育の度合の異なる事は、古今から言慣わされて居る。事象に釘付けられて、事象を追う対応策と同時に、視野を広めた検討も必要では無いか。</p>
	p 5 1	第4章1-(3)	<p>◎障害問題に係る相談は、全ての障害に窓が開かれる事は当然であり、特定の障害(発達障害のみ)に拘るのは何是か。◎知的障害重症者の多くは、発達障害の症状の内のいくつかを持ち合せて居る。◎重い先天性障害者の(特に聾と知的障害を重複させる障害者)多くは、幼児期から自閉・多動・自傷等を発症させて、成長に従い重い知恵遅れを見せる様になる。親障害が在って、後発させる障害だけを取り出しての対応はこの場合は出来ない。同様な障害を持ちながら、対応される者とされない者を分ける事になりはしないか。この様な障害者に、もし対応される時、親障害の症状を変える事は出来ないが、後発させた症状の改善は望めるのか。もしそうであれば、なお実〇〇は開かれるべきだと考える。</p>
	P 5 7	第4章4-(1)	<p>◎自立の望めない障害者は、あく迄自立と社会参加に拘った制度下では、国是が定めるとは云いながら、現場(障害者の生活の場)では行場を失う事になるが、策定に携わる関係者はその事に気付かれて居るか、どうか。気付かれても国是故致し方無しとされるのか、どうか。◎行場を失い、置去られた障害者と家族の孤立死が報じられる状況下で、策定の審議に係る関係者と取扱う行政関係者に、この状況をどの様に感じ、対処されるのかをお尋ねすると同時に、地域内にも孤立死に追込まれ兼ねない状況が存在する事を認識された上で検討を重ねて頂きたい。</p>

	素案ページ番号	意見項目	ご意見(全文)
3	P 5 7	第4章4-(5)	◎ 自立支援法に添えない、孤立した障害者を見守る家族程この支援は大切で、家族間では負担し切れない問題を多く抱えて居る。現場をよく認識する為の訪問・聞き取り調査が必要、実施された事は在るか。
	P 6 0	第4章5-(1)	◎ここに揚げられる事、一般的な環境ハード整備の事で、福祉のみで特出しての事項では無く、無関係とは言わぬ迄も、取上げる意味不明、構成上の作文の感伺える。
	P 6 1	第4章5-(3)	◎被災時の避難、救援は誰にとっても最優先課題、特に重症な障害者にとって支援は不可欠。ハード整備は当然とし、重い障害を持つ障害者に対しては個々に対応する為、ソフト整備も同時に必要。全聾者・知的・精神各々障害者の特性に合わせた対応が必要であり、個々のソフトマニュアルの整備が肝要。要員(関係者・地元住民)の育成指導も同時進行の事、重要。
	P 6 3	第4章(6-1)③ 6-2)	◎障害者理解40年前に比べ、見える・分る障害者への認知・理解は格段の進歩を見せ、それに比例して詳細な所へ迄も対応が取れ、支援を充実させたのに比べ、表面上見えない障害者に対しては、40年前から殆ど変わらず、特に全聾・知的・精神各障害の重症者に対する認知・理解は殆ど進まず、この現状すら、関係者間に於いても進んで居らず、(現状を)感知する人も少ない。 ◎先ず、関係する組織とそれに携わる関係者が認知・理解に努めなければ、全ての障害者に対し、支え合い・尊重し合う事や、地域での触合い・共生は望めない。◎表面上分らない障害者について、内容・抱負の認知・理解が出来て居る人が、行政内に何人あるのか、皆無に近いのでは無いか。◎これと同じで事事関係者間でも、自分が接する障害者の範囲で認知・理解をされて居るものの、以外の障害者に対する認知すら進んで居らず、この様な障害者の存在すら感知されて居ない。 ◎実態を離れた上滑りした言葉の羅列に空しさを感じ、嫌悪さえ感じる当事者(障害者と家族)は自分だけでは無く、声が上げられない当事者は少なく無い。掛声の前に、個々への聞き取り・訪問調査が必要では無いか。
	P 6 5	第5章1	◎自立支援法施行後、支援に添える者・添えない者がはっきりして、障害者を分け、添えない者は係りを薄くして、社会へ加わり難く孤立状態を余儀無くして居る。ここに提示されて居る事柄以前に、親・家族を亡くした後、孤立して命の確保すら覚束無い障害者の存在を認知して、この様な障害者の為の支援策も講じる検討ある事を切望する。
	P 6 5	第5章4	◎就労のみに限らず、ローカリティーは生活の基本にも当てはまり、障害者が健常者と共生・共同の出来る場として山野を活用、認知・理解を進める縁にも成り得ると考える。
	P 6 6	第5章5	◎今の支援事業に係るセクションは、利用客も含める外部者では判別できない程設けられその役割も殆ど理解されて居ない。 ◎事業当事者(国・府県・市町村行政)は、生身の人の起こす事象(障害の発生させる症状・事象)を追う様に組織を拡大・窓口を増やし、複雑な仕組の構築に走り勝ちで利用者を困惑させて居る。窓口拡充は適格な資質を備える要員あってこそ実効が伴うが、要員整備に努められたか、どうか、過去の相談の殆どが聞き取りに終始した事を思い返せば訝しい。利用者にとっては一人一任の要員に係るより、万事一窓で、臨機応変な要員の対応が望ましく、障害福祉に精通した要員配備が必要であり、無駄発生の抑止にも繋がる。

	素案ページ番号	意見項目	ご意見(全文)
3	P 6 7	第6章1－ (1)	◎重度障害者当包括支援について、利用者向けの伝達が行われたか。ここに提示されて支援の施行と、内容(疎通困難)を初めて知った。◎日常終日の見守りに追われて、情報追跡も儘ならぬ家族程伝わらぬ傾向が在り、利用者無しの要員になって居るのでは無いか。◎同行・行動援護についても同様、支援の存在すら認識が無く、内容も全く分らず、伝達が直接行われる事が望ましい。◎地域の民生委員、社協等を活用した体制は取れないか。◎程度区分とは療育手帳の障害程度の事か、程度はアルファベットで示されて居り、数値表示は障害者手帳等級表示のみ。◎区分表示は何によるのか不明。◎息子の場合、障害名難聴とのみ表示、再判定不要とされ、後発の障害申請不要(町行政から指導)と口頭で指導受け、その儘推移して居る。◎生活上の障害負担は後発(就学期後)させた知的障害の方が重く、知的障害者支援が必要。◎この状態は行政上全く認知されず、各手帳記載は改めてられて居らず単なる難聴障害者とされて居る。この状態で経過して居る障害者の有無確認の為、聞き取り、各戸訪問調査是非必要。
	P 6 8	第6章2－ (1)	◎体系移行について、新旧体系の内容のそれぞれが認知・理解されて居るか。◎第6章に提示された各サービスの実績から、各事業の厳格な検証がされ、公表されたか。各サービス見込みは確かな調査結果によるか、どうか、見なし判断のみで行われない様に合理的な検討を望む。
	全般		全体を一読して、支援に係る項目・窓口の多さに驚かされるとともに、利用者は僅かにアンケートに係る位で、多くの検討に係った利用者(障害者と家族)については殆ど(誰か参加したか)知らされず、検討の経緯も分らず、出来上がった料理を黙って食べる客と多くの料理人で福祉行政が運ばれて居る感を強く受けた。全ての障害者に、片寄りの無い、公平で適切な支援が確実に届けられる様、真摯な検討と厳格な検証が行われる中で、着実な福祉行政の発展を願いたい。

いただいたご意見等に対する南丹市の考え方

いただきましたご意見・ご感想を平成24年2月20日及び29日開催の「南丹市障害者計画及び第3期障害福祉計画策定委員会」に報告し確認を行いました。南丹市障害者計画及び第3期障害福祉計画(案)は、今年度8回の計画策定委員会を行い、分析、評価、検討を重ねてきました。パブリックコメントでは、多岐にわたる貴重なご意見、ご指摘を賜り、計画(案)をさらに補強するご意見を頂きました。とりわけ、障がい者福祉を総論的に捉えるのではなく、南丹市の地域特性、市民ニーズ、発達支援を含め地域の中で関係機関や住民が連携した取り組むことの重要性を再認識いたしました。また、重度重複障害、難病等の自立が困難な方、孤立しがちな障がい者、その家族への強力な支援の大切さ、全ての障がい者への支援と同時に困難を抱えている方への支援を見落とさない視点を持つことの大切さを確認することが出来ました。パブリックコメントでのご意見以外に、障害者支援関係事業所等関係機関との意見交換会、自立と社会参加を考えるシンポジウム等でも支援施策に関する意見もいただいております。この点につきましては、策定委員会の最終答申を踏まえ、南丹市における施策の具体化議論を行う際の参考とさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。